



兵庫労働局発表
平成26年6月26日

担当

兵庫労働局労働基準部監督課
課長 倉本 幸一郎
主任監察監督官 しらみず かずお 白水 千雄
電話 078 (367) 9151
FAX 078 (367) 9165

兵庫県内の事業場で7割を超える法違反

平成25年定期監督等の概要について

兵庫労働局（局長 中山明広）は、平成25年に管内の11労働基準監督署が実施した定期監督等の概要について、以下のとおり取りまとめました。

兵庫労働局における平成25年定期監督等概要

- ・ 実施件数 5,037件、違反事業場 3,792件、違反率 75.3%
- ・ 業種別の違反率
 - ① 接客娯楽業 85.1%
 - ② 商業 80.2%
 - ③ 保健衛生業 79.9%
- ・ 主要な違反事項
 - 労働基準法関係
 - ① 労働時間 26.0%
 - ② 割増賃金 16.5%
 - ③ 就業規則 14.7%
 - ④ 労働条件明示 12.6%
 - 安全衛生法関係
 - ① 健康診断 14.8%
 - ② 安全基準 14.4%
 - ③ 安全衛生管理体制 9.0%
 - ④ 注文者 3.7%

- ・「定期監督等」とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のことをいいます。
- ・監督とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

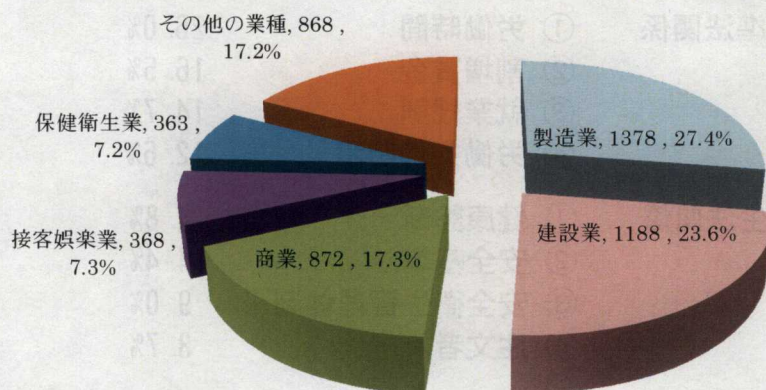
1 定期監督等の実施状況

(1) 法違反事業場の状況

ア 概要

平成25年定期監督等の実施件数は、5,037件（前年比93件増）でしたが、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は3,792件（前年比95件増）、違反率は75.3%（前年比0.5ポイント増）でした。

《平成25年の定期監督等の業種別実施状況》



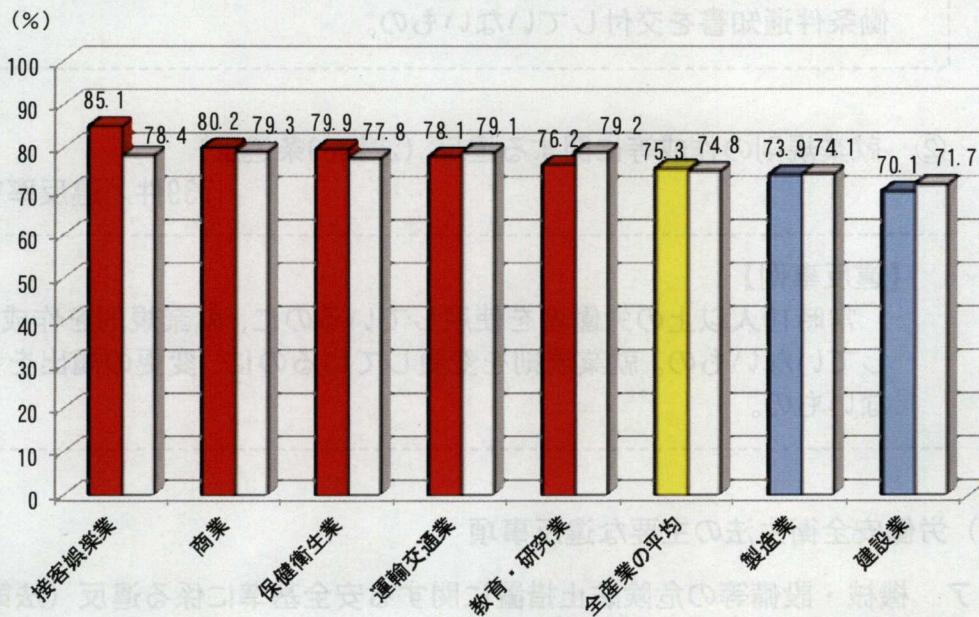
※ 円グラフのデータラベルは、業種、実施件数、全産業に占める割合を表示。

イ 業種別の違反状況

業種別（ただし、平成25年の監督実績が100件以上の業種に限る。）の違反率は、

① 接客娯楽業	85.1%
② 商業（卸売業、小売業等）	80.2%
③ 保健衛生業	79.9%
④ 運輸交通業	78.1%
⑤ 教育・研究業	76.2%
⑥ 製造業	73.9%
⑦ 建設業	70.1%

《業種別の違反率》



■ 平成25年（棒グラフのデータ系列：赤・黄・青）
 赤：全産業平均の違反率を上回る業種
 黄：全産業平均
 青：全産業平均の違反率を下回る業種
 □ 平成24年（棒グラフのデータ系列：無色）

(2) 労働基準法の主要な違反事項

ア 労働時間・割増賃金関係

① 労働時間に関する違反（法第32条） 1,312件／違反率26.0%

【違反事例】

時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。

② 割増賃金に関する違反（法第37条違反） 829件／違反率16.5%

【違反事例】

時間外、深夜労働（原則として午後10時から午前5時）を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。

イ 労働条件明示関係

① 労働条件の明示に関する違反（法第15条違反） 635件／違反率12.6%

【違反事例】

労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について労働条件通知書を交付していないもの。

② 就業規則の作成等に関する違反（法第89条違反）

739件／違反率14.7%

【違反事例】

常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。

(3) 労働安全衛生法の主要な違反事項

ア 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に係る違反（法第20条～第25条） 725件／違反率14.4%

【違反事例】

- ・ 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けていないもの。
- ・ 作業床の端に墜落防止のための手すりを設置せず、高さが2メートル以上の場所で労働者に作業させているもの。

イ 健康診断に係る違反（法第66条） 744件／違反率14.8%

【違反事例】

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

(参考)

定期監督等の推移

業種	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	1305	74.1	1361	75.0	1478	72.5	1381	74.1	1378	73.9
建設業	1151	69.2	1500	70.1	1521	70.0	1401	71.7	1188	70.1
運輸交通業	208	75.0	200	84.0	205	76.6	287	79.1	247	78.1
貨物取扱業	30	73.3	44	77.3	37	75.7	26	65.4	50	62.0
商業	472	80.5	544	82.2	927	79.9	854	79.3	872	80.2
金融広告業	34	67.6	49	38.8	58	79.3	33	66.7	74	66.2
教育・研究業	72	77.8	105	74.3	66	74.2	48	79.2	122	76.2
保健衛生業	242	80.2	249	89.6	311	85.5	351	77.8	363	79.9
接客娯楽業	199	88.9	258	83.7	576	85.1	287	78.4	368	85.1
清掃・と畜業	77	77.9	61	67.2	56	66.1	38	71.1	84	82.1
上記以外の事業	338	56.8	339	73.5	225	70.4	238	69.7	291	72.7
合計	4128	73.3	4710	75.2	5460	75.2	4944	74.8	5037	75.3